

令和 5 年度米原市放課後児童クラブの受入計画

1 令和 2 年度から令和 6 年度までの放課後児童クラブの量の見込みと提供体制

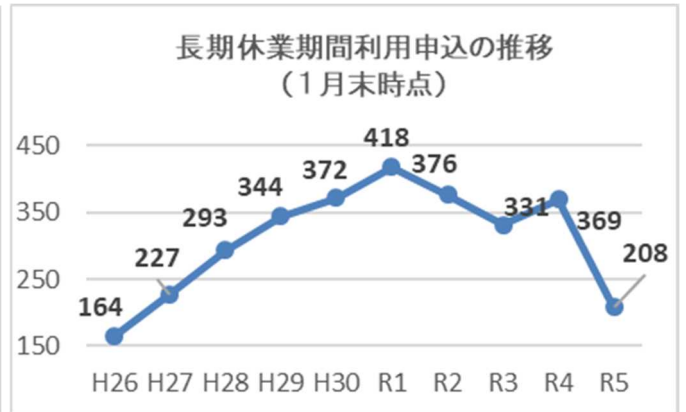
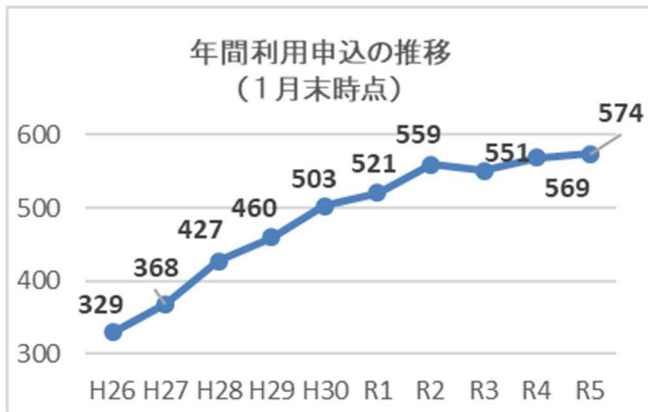
《第 2 期米原市子ども・子育て支援事業計画 73 頁》

[量の見込みと確保方策]

	学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み【人】	1 年生	191	197	209	217(208)	233(222)
	2 年生	186	191	195	212(205)	203(202)
	3 年生	168	183	189	208(193)	224(203)
	4 年生	123	137	149	167(154)	182(158)
	5 年生	126	95	105	86(115)	71(118)
	6 年生	77	82	61	56(68)	63(74)
	合計	871	885	908	946(943)	976(977)
確保方策【人】	合計	840	850	990	990(990)	990(990)
確保方策【か所】		10	10	11	10(11)	10(11)

\* 令和 5 年度、6 年度は中間見直し後の数値（カッコ内は計画策定時の当初数値）

2 放課後児童クラブ 利用申込者数の推移



- ・ 放課後児童クラブの年間利用の申込者数は、年々増加傾向にあります。
- ・ 令和 5 年度の長期休業期間利用の申込者数が減少していますが、今回の申込から夏休み期間の利用申込受付を 5 月に変更したことによります（令和 5 年度の長期休業期間利用申込者数は、春休み期間の利用申込者数のみ）。

3 令和 5 年度放課後児童クラブの定員、申込、入会決定状況

放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを目指し、放課後留守家庭児童の生活の場とし

て、放課後児童クラブを市内 10 か所、17 支援単位で開設します。

令和 5 年度放課後児童クラブ入会決定状況（令和 5 年 1 月末現在）

(人)

クラブ名	定員			申込合計			入会決定			一部 入会決定	保留等			待機		
	年間	長期	合計	年間	長期	合計	年間	長期	合計		年間	長期	合計	年間	長期	合計
米原第1児童クラブ (ABC)	120	—	120	105	8	113	105	8	113	0	0	0	0	0	0	0
米原第2児童クラブ (AB)	80	40	120	68	40	108	67	40	107	0	1	0	1	0	0	0
河南児童クラブ	40	0	40	28	7	35	28	7	35	0	0	0	0	0	0	0
坂田第1児童クラブ (AB)	80	60	140	81	39	120	79	39	118	0	2	0	2	0	0	0
坂田第2児童クラブ (AB)	70	25	95	72	15	87	69	15	84	0	3	0	3	0	0	0
息長児童クラブ	40	40	80	29	26	55	29	26	55	0	0	0	0	0	0	0
大原児童クラブ (AB)	130	0	130	97	19	116	96	19	115	0	1	0	1	0	0	0
山東児童クラブ	40	10	50	28	15	43	28	15	43	0	0	0	0	0	0	0
柏原児童クラブ	40	0	40	19	1	20	18	1	19	0	1	0	1	0	0	0
伊吹児童クラブ (AB)	40	70	110	47	38	85	46	38	84	0	1	0	1	0	0	0
令和5年度合計	680	245	925	574	208	782	565	208	773	0	9	0	9	0	0	0
令和4年度合計	750	215	965	569	369	938	555	328	883	8	14	16	30	0	17	17

※ 一部入会決定 … 長期休業期間のうち一部の休業期間のみ利用できる児童

※ 保留等 … 保護者の就労証明書等が未提出の児童

※ 待機 … 定員超過による待機の児童

- ・ 第2期米原市子ども・子育て支援事業計画に定められた放課後児童クラブの量の見込みと提供体制との比較について（令和5年度）

	令和5年度計画	令和5年度当初
量の見込み【人】	946	782
確保方策【人】	990	925
確保方策【か所】	10	10

- 令和5年度の定員（確保方策【人】）について、計画の990人に対して925人の定員設定で申込受付を行いました。これは、児童数が減少している小学校区にある放課後児童クラブの定員を減少させたため、受入施設の面積から算出される定員としては計画の990人を確保しています。
- 令和5年度の利用申込者数（量の見込み【人】）について、計画の946人に対して782人となりました。これは前述のとおり、今回の申込みから夏休み期間の利用申込受付を5月に変更したことにより、夏休み期間の利用申込者数が含まれていないためです。

#### 4 令和5年度放課後児童クラブの運営体制

- ・ 米原小学校区は、米原第1児童クラブ（まいはらっ子クラブ）と米原第2児童クラブ（あしたばひろば）の2クラブの選択制となります。坂田小学校区は、坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）

と坂田第2児童クラブ（お家笑里クラブ）の2クラブの選択制となります。2クラブの入会申込児童数に著しく偏りがある場合は、それぞれの児童クラブが適正規模となるよう利用調整を行います。

・米原第1児童クラブ、米原第2児童クラブ、坂田第1児童クラブ、坂田第2児童クラブ、大原児童クラブ、伊吹児童クラブについては、クラス分けを行い運営します。

## 5 令和5年度変更内容

- ◆申込方法および申込期間を変更します。
- ◆入会申込・変更届・退会届の電子申請（マイナポータル）を開始します。
- ◆随時入会の受付を開始します。ただし、児童クラブの定員の空き状況等により個別対応することとなりますので、全ての方が途中入会できるわけではありません。
- ◆長期休業期間について、児童が通う小学校区の児童クラブが定員超過となった場合、定員に空きのある他の児童クラブへの入会について個別に対応します。
- ◆負担金の減免内容を見直します（緊急延長利用負担金は減免対象外、重複減免の廃止）。